

## 第2号議案－2

### 広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県立図書館管理運営規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和3年3月12日

広島県教育委員会教育長 平川 理恵

#### 1 改正内容

- (1) 対面朗読の対象者について、現行規定されている視覚障害者に加え、発達障害、肢體不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者についても対象とし、利用する部屋についても、対面朗読室以外の部屋の利用も可能とする。
- (2) 図書貸出しの際の図書館利用カードの交付及び提示の特例を定める。また、図書館及び学校等団体への支援を充実させるため団体貸出に関する規定を整理する。

#### 2 改正の理由

- (1) 視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、障害者サービスを充実させるため。
- (2) 個人利用者及び図書館、学校等団体への貸出サービスを改善するため。

#### 3 改正案

別紙のとおり

#### 4 改正期日

令和3年4月1日



広島県教育委員会規則第 号

広島県立図書館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（図書館利用カード）</p> <p>第八条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受け、利用の際これを館員に提示しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めめたときは、この限りでない。</p> <p>2-6 (略)</p>	<p>（図書館利用カード）</p> <p>第八条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受け、利用の際これを館員に提示しなければならない。</p>
<p>（対面朗読室等の利用）</p> <p>第十四条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）第二条第一項に規定する視覚障害者等で教育長が必要と認めた者は、教育長の許可を得て、対面朗読室等を利用して対面朗読を受けることができる。</p>	<p>（対面朗読室の利用）</p> <p>第十四条 視覚に障害があり教育長が必要と認めた者は、教育長の許可を得て、対面朗読室を利用して対面朗読を受けることができる。</p>
<p>（貸出しの手続）</p> <p>第十六条 図書館資料の館外貸出しを受ける者は、貸出しを受けようとするときは、必ず館員に利用カードを提示しなければならない。ただし、利用カードの提示に代わるものとして教育長が適当と認める手続を行つたときは、この限りでない。</p> <p>2-3 (略)</p>	<p>（貸出しの手続）</p> <p>第十六条 図書館資料の館外貸出しを受ける者は、貸出しを受けようとするときは、必ず館員に利用カードを提示しなければならない。</p>
<p>（図書館間相互貸借）</p> <p>第二十条 第九条第二号から第六号までに規定する図書館等（以下「県内公共図書館等」という。）は、利用者の求めに応じ、別に定める図書館間相互貸借の利用手続により貸出しを受けるものとする。</p> <p>2-4 (略)</p>	<p>（図書館間相互貸借）</p> <p>第二十条 第九条第二号から第六号までに規定する図書館等（以下「県内公共図書館等」という。）は、別に定める図書館間相互貸借の利用手続により貸出しを受けるものとする。</p>
<p>（県内公共図書館等への貸出し）</p> <p>第二十条の二 県内公共図書館等は、その事業及び活動の支援を受けるため、教育長が</p>	

別に定める利用手続により貸出しを受ける  
ことがあります。

第五節 (略)

第五節 (略)

附 則

この教育委員会規則は、令和11年4月1日から施行する。

(参考条文)

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法第四十九号）

第二条（定義）

この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

○広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）

第九条（利用カードの交付を受けることができる者）

次の各号のいずれかに該当するものは、利用カードの交付を受けることができる。

- 一 県内に住所若しくは居所を有する者又は県内に所在する学校、官公庁、会社等に在学し、若しくは勤務する者
- 二 県内の地方公共団体の設置する図書館及び図書館同種施設
- 三 県内の地方公共団体の議会に附属する図書室
- 四 県内の学校図書館
- 五 県内の大学及び高等専門学校の附属図書館
- 六 その他教育長が適当と認めたもの

## 広島県立図書館管理運営規則の一部改正について（概要）

## 1 基本的な考え方

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）を踏まえ、障害者サービスの充実を図るとともに、個人貸出し及び図書館、学校等団体貸出しのサービスを改善するため、所要の改正を行う。

## 2 規則改正によるサービス向上内容

## (1) 障害者サービスの充実

	内容	現状	今後の対応	条文
①	対面朗読の対象者	視覚障害者が利用可能	視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、読書が困難な者が利用可能	第 14 条
②	対面朗読の利用場所	対面朗読室で実施	対面朗読室以外でも実施 例：ストレッチャーごと入室可能等 適切な場所で実施	

## (2) 貸出サービスの改善

	内容	現状	今後の対応	条文
③	図書館利用カードの交付	図書館利用カードを交付	個人：現状どおり 団体：教育長が特別の理由があると認めたときは、カードの交付不要 例：遠隔地で来館が難しい場合等	第 8 条
④	貸出しの手続き	図書館利用カードの提示	個人：利用カードの提示に代わるものとして教育長が適当と認める手段で可能 例：スマートフォン画面等の提示 団体：現状どおり	第 16 条
⑤	図書館間相互貸借	(貸出時の対応) 相互貸借申込書の記入、提出 (貸出期間) 最大 30 日間	【利用者の求めに応じた貸出し】 現状どおり  【図書館等支援のための貸出し】 (貸出時の対応) 相互貸借申込書は不要 来館：カードの提示のみで貸出可能 非来館：メール等の申込みにより可能 (貸出期間) 貸出延長可能 ※事業の支援内容により長期貸出可能	第 20 条 第 20 条 の 2